

[重要] 著作権法の改正について

著作権法が一部改正されました。各書籍に掲載の該当箇所において、以下のとおり改正されます。各書籍に記載されている著作権法の範囲に合わせて学習をしてください。随時、著作権法について掲載している書籍の内容を更新予定です。

保護期間の延長（2018年12月30日施行）

		改正前	改正後
著作物	実名（周知の変名を含む）	著作者の死後50年	著作者の死後70年
	無名・変名	公表後50年	公表後70年
	団体名義	公表後50年	公表後70年
	映画	公表後70年	公表後70年（改正なし）
著作隣接権	実演、レコード	実演、発売後50年	実演、発売後70年
	放送・有線放送	放送後50年	放送後50年（改正なし）

著作権等侵害罪の一部非親告罪化（2018年12月30日施行）

改正前	改正後
親告罪 著作権者等の告訴がなければ公訴を提起することができない。	一部非親告罪 以下のすべての要件を満たす場合に限り、非親告罪の対象とする。 ①対価を得る目的又は権利者の利益を害する目的があること。 ②有償著作物等*について原作のまま譲渡・公衆送信又は複製を行うものであること。 ③有償著作物等の提供・提示により得ることが見込まれる権利者の利益が、不当に害されること。 *有償で公衆に提供又は提示されている著作物等 <非親告罪となる侵害行為の例> ・販売中の漫画や小説本の海賊版を販売する行為。 ・映画の海賊版をネット配信する行為。

- < 親告罪のままとなる行為の例 >
- ・ 漫画等の同人誌をコミケで販売する行為。
 - ・ 漫画のパロディをブログに投稿する行為。

権利制限規定の改正（2019年1月1日施行）

著作権法第30条の4，著作権法第47条の4，著作権法第47条の5は，旧規定を包含するより包括的な「柔軟な権利制限規定」として新設

改正前	改正後
著作権法第30条～第47条の10	著作権法第30条～第47条の7
<p>写り込み（付随対象著作物の利用：第30条の2）</p> <p>写真の撮影，録音，録画の場合，付随して軽微に写り込んだ著作物をその著作権者の利益を不当に害しない限り利用できる。</p>	<p>写り込み（付随対象著作物の利用：第30条の2）</p> <p>写真の撮影，録音，録画の場合，付随して軽微に写り込んだ著作物をその著作権者の利益を不当に害しない限り複製できる。</p>
<p>著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用（第30条の4）</p> <p>録音・録画機器など著作物利用のための機器の開発または実用化のための試験に用いる場合は，必要と認められる限度で利用することができる。例として，録画機器の開発にあたって，実際の映画を素材として録画することができる。</p> <p>電子計算機による情報解析のための複製など（第47条の7）</p> <p>コンピュータなどを用いて情報解析を行うことを目的とする場合には，必要と認められる限度において，著作物を複製・翻案することができる。</p>	<p>非享受利用（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用：第30条の4）</p> <p>著作物は，つぎの1～3に掲げる場合その他鑑賞することや楽しむことを目的としない場合には，その必要と認められる限度において，いずれの方法によるかを問わず利用できる。ただし，著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発・実用化のための試験利用 2. 情報解析*のための利用 3. 電子計算機による知覚認識なき利用(例：情報通信設備のバックエンドで行われる著作物の蓄積等)。 <p>*情報解析とは、多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素</p>

	<p>に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。</p>
<p>図書館などでの複製・自動公衆送信（第31条）</p> <p>政令で認められた図書館などに限り、1.利用者に提供するための複製、2.保存のための複製、3.ほかの図書館への提供のための複製を行うことができる。国立国会図書館において、所蔵資料の劣化や損傷を避けるため、入手後直ちにデジタル複製することができる。また、絶版などの理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて図書館などへ自動公衆送信を行うことができる。</p>	<p>図書館などでの複製・自動公衆送信（第31条）</p> <p>政令で認められた図書館などに限り、1.利用者に提供するための複製、2.保存のための複製、3.ほかの図書館への提供のための複製を行うことができる。国立国会図書館において、所蔵資料の劣化や損傷を避けるため、入手後直ちにデジタル複製することができる。また、絶版などの理由で一般に入手することが困難な資料をデジタル複製し、その複製物を用いて図書館又はこれに類する外国の図書館などの施設へ自動公衆送信を行うことができる。</p>
<p>学校における複製など（第35条）</p> <p>教育を担当する者やその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で使用するために、必要と認められる限度で、著作物を複製することができる。授業の同時中継のための公衆送信も可能である。ただし、著作権者に経済的不利益を与えるおそれがある場合は除外される。</p>	<p>学校における複製など（第35条）</p> <p>教育を担当する者やその授業を受ける者（学習者）は、授業の過程で利用するために、その必要と認められる限度において、著作物を複製、公衆送信が可能である。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。なお、遠隔合同授業のため以外の公衆送信を行う場合は、文化庁の指定管理団体*への一定の補償金の支払いが必要となる。</p> <p>*一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 （改正法については、公布の日(平成30年5月25日)から3年以内に施行)</p>
<p>視覚障害者等のための複製等（第37条）</p> <p>公表された著作物を点字によって複製することができる。また、点字データのパソコンへの保存やネットワーク通信による送信ができる。</p>	<p>視覚障害者等のための複製等（第37条）</p> <p>視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象）のために、必要と認められる限度において、著作物の文字を音声にすることや複製し又は公衆送信を行うことができる。</p>

<p>美術の著作物などの展示にともなう複製（第47条）</p> <p>展覧会の開催者は、観覧者のための解説、紹介用の小冊子などに、展示する著作物を掲載することができる（有料の図録などは小冊子に該当しない）。</p>	<p>美術の著作物などの展示にともなう複製（第47条）</p> <p>展覧会の開催者は、観覧者のために作品の解説、紹介をするために小冊子、または、タブレット端末のような電子機器に美術・写真の著作物を表示・上映することができる。また、美術館等が展示する作品の情報をインターネットで紹介する際、美術・写真の著作物のサムネイル画像（小さな画像）を合わせて提供することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することになる場合は、この限りでない。</p>
<p>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製など（第47条の3）</p> <p>プログラムの所有者は、自らコンピュータで利用するために必要と認められる限度でプログラムを複製（インストール、バックアップなど）、翻案（バグの除去など）することができる。ただし、プログラムの所有権を失った場合には作成した複製物は保存できない。</p>	<p>プログラムの著作物の複製物の所有者による複製など（第47条の3）</p> <p>プログラムの所有者は、自らコンピュータで実行するために必要と認められる限度でプログラムを複製（インストール、バックアップなど）することができる。ただし、プログラムの所有権を失った場合には作成した複製物は保存できない。</p>
<p>保守・修理のための一時的複製（第47条の4）</p> <p>記録媒体が内蔵されている複製機器を保守または修理する場合、その製造上の欠陥などにより複製機器を交換する場合には、記録されている著作物を一時的に別の媒体に複製し、修理後などに機器の内蔵メモリにあらためて複製し直すことができる。</p> <p>サーバー管理者による送信障害防止等のための複製（第47条の5）</p> <p>インターネットサービスプロバイダなどのサーバー管理を業とする者は、送信障害に備えて、ミラーリング、バックアップやキャッシング（送信の中継の効率化）などのために必</p>	<p>電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（第47条の4）</p> <p>著作物は、次に掲げる場合その他同様に著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず利用することができる。ただし、著作権者の利益を不当に害する場合は、この限りでない。</p> <p>1.電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用</p> <p>電子計算機におけるキャッシュのための複製、サーバー管理者による送信障害防止等のため</p>

要と認められる限度で、著作物を複製することができる。

電子計算機におけるキャッシュのための複製 (第47条の8)

コンピュータにおいて著作物を利用する際に、情報処理の過程においてメモリやハードディスク上で行われる情報の蓄積（複製）について、その情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要な限度で著作物を複製することができる。（動画サイトの閲覧によるキャッシュの作成など）

ネットワークでの情報提供準備に必要な情報 処理のための複製等（第47条の9）

インターネットサービスで情報を提供する際に、より円滑かつ効率的に情報を提供するために、サーバーなどの記録媒体にデータを保存または翻案することができる。（動画共有サイトにおいて、ファイル形式を統一するために複製することなど）

インターネット情報検索サービスにおける複製 (第47条の6)

インターネットによる情報検索サービスを業として行う者は、サービスを提供するために必要と認められる限度で、著作物の複製・翻案・自動公衆送信を行うことができる。ただし、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は当該情報を収集できず、また、違法著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。

の複製、ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等。

2.電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用

著作物は、著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。複製機器の保守・修理のための一時的複製、複製機器の交換のための一時的複製、サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製。

新たな知見・情報を創出する電子計算機による 情報処理の結果の提供に付随する軽微利用など (電子計算機による情報処理及びその結果の 提供に付随する軽微利用等：第47条の5)

電子計算機を用いて、情報を検索し又は情報解析を行い、及びその結果を提供する者は、公表された著作物又は送信可能化された著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該各行為に付随して、軽微な利用を行うことができる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。具体的には、以下のものが対象となる。

- 1.検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること(所在検索サービス)。
- 2.情報解析を行い、及びその結果を提供すること(情報解析サービス)。